

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 十 月 二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島市医師会運営・安芸市民病院	広島市安芸区畑賀二丁目一四―一	令和 七・一二・一
宇品メンタルクリニック	広島市南区宇品西三丁目一―四五―四クリニックモール宇品	令和 七・一二・二
コールメディカルクリニック広島	広島市西区古田台二丁目二―九	令和 七・一二・一
池田内科クリニック	広島市安佐南区高取北一丁目四―二五―一ジ ョイパレス高取駅前一F	〃
医療法人つぐお会 フジハラレディースクリニック	広島市安佐南区祇園五丁目二番一号	〃
三上整形外科医院	広島市佐伯区八幡二丁目二五番二三号	令和 七・一二・二六
内藤クリニック	福山市駅家町万能倉九二五―三	令和 七・一二・一
栗谷診療所	大竹市栗谷町小栗林七二〇	〃

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 十 月 二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うりゆう歯科医院	広島市中区昭和町六―二八	令和 七・一二・ 一
ホワイトエッセンス広島駅前歯科	広島市南区猿猴橋町二番二一号四階	〃
むらかみ歯科	呉市広白石二丁目一三一六	令和 七・一二・ 九
苅田歯科医院	尾道市天満町一七―八	令和 七・一二・ 一四
立野歯科医院	福山市花園町一丁目三一―六	令和 七・一二・ 一
みちる矯正歯科	東広島市西条岡町九―七	〃
往診歯科 おだ	東広島市河内町小田二―八二	令和 七・一二・ 二
山中歯科クリニック	廿日市市須賀三―三一	令和 七・一二・ 一

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 十 月 二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさひ町薬局	広島市南区西旭町八―六	令和 七・一二・一
高陽タカズミ薬局	広島市安佐北区口田南八丁目一四―一四	〃
千幸堂薬局	広島市西区己斐本町二丁目一―一〇二	〃
オリタ薬局 可部店	広島市安佐北区可部七丁目六―二	〃
コスモ薬局 桐陽台店	広島市安佐北区三入東一丁目三〇番二三号	〃
ウォンツ 緑井薬局	広島市安佐南区緑井三丁目一七番二〇号	〃
ウォンツ 亀山薬局	広島市安佐北区亀山三丁目三番一九号	〃
一般社団法人呉市薬剤師会センター薬局北店	呉市朝日町一四―六	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ホーム薬局	呉市安浦町中央五丁目一―五二	令和 七・一二・ 一
ありす薬局 糸崎店	三原市糸崎四丁目四―一七	〃
フアーマシイ薬局南本庄	福山市南本庄三丁目二―一六	〃
あおぞら薬局 大竹晴海店	大竹市晴海一丁目四―一三	令和 七・一二・ 二
だいだい薬局 したみ	東広島市西条町下見四四八二―一	令和 七・一二・ 一
東城川西薬局	庄原市東城町川西五六三―三	〃